科学研究費補助金研究成果報告書

平成24年 4月 6日現在

機関番号:11101

研究種目:若手研究(B)

研究期間:2007 ~ 2010

課題番号:19730480

研究課題名(和文) カナダにおける教員評価等教員政策に関する調査研究

研究課題名(英文) Teacher-related Policies such as Teacher Performance Appraisal in

Canada

研究代表者

平田 淳 (HIRATA JUN) 弘前大学・教育学部・准教授

研究者番号:90361005

研究成果の概要(和文):カナダ諸州における教員に関わる政策について文献調査及び現地での 聞取り調査を行った。調査地は、ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州、オンタリオ 州、ニュー・ブランズウィック州、プリンスエドワード島州等である。アルバータ州では、特 定の教育方法や教育目的を有するチャータースクールに関連した教員政策を調査した。教員養 成に関しては、ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州、ニュー・ブランズウィック州 やプリンスエドワード島州などの対象として調査を行った。また教員評価や免許更新制につい てはオンタリオ州を対象としてその政策動向を検討した。

研究成果の概要(英文): This study was focused on teacher-related policies in Canada. The study is mainly focused on British Columbia, Alberta, Ontario, New Brunswick and Prince Edward Island. For instance, charter schools are instituted only in Alberta, and they have different forms of contract with teachers from regular public schools. Initial teacher training programs were inquired about in British Columbia, Ontario, New Brunswick and Prince Edward Island. The teacher performance appraisal and the teacher re-certificate programs in Ontario were examined in this study.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	100,000	0	100,000
2008 年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2009 年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2010 年度	600,000	180, 000	780, 000
年度			
総計	3, 100, 000	900, 000	4, 000, 000

研究分野:教育学

科研費の分科・細目:教育学・教育学

キーワード: 教員評価、教員養成・免許、免許更新制、教員の自律性

1. 研究開始当初の背景

2005年に中央教育審議会(以下、「中教審」) が出した答申「新しい時代の義務教育を創造する」においては、学校のアカウンタビリティを高めるための体制づくりの重要性が指摘された。時を前後して、そのための一方策 として、チャータースクールやコミュニティスクールの制度化が、多くの論者によって盛んに議論されていた。また2006年に出された中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では、教員養成改革や教職大学院、教員免許更新制など、より直接的に

教員の身分に関わる改革が提言された。2006 年には教育基本法が改正され、教員に関する 条項が追加され、2007年には中教審が「教育 基本法の改正を受けて緊急に必要とされる 教育制度の改正について」を出し、いわゆる 教育三法の改正が行われた。このように、研 究開始当初の日本では、様々な改革施策がま さに制度化されようとしている時期であっ た。カナダは類似の改革に既に着手していた という意味で、比較対象として適切であると 考えた。また、本研究開始後ではあるが、日 本では政権交代が行われた。「教育の政治的 中立性」は重視されなければならないが、他 方で政府の方針により教育政策に変更が生 じることも、民主主義国家の現実としては指 摘される。カナダでも、例えばオンタリオ州 においては、2003年の政権交代において教員 関連政策に大きな変化が生じた。この事実は、 日本の教育政策の展開を考える際に重要な 視点を提示し得るものと言えよう。

2. 研究の目的

本研究は、学校のアカウンタビリティを高める必要性が認識される中で、多様な学校教育のあり様や教員に関する改革がどのように進められているのかを、同様の方向性の改革が既に進められていたカナダを対象として検討することを目的としている。特に教員の動向や、教員養成改革のあり様、教員免許制度に関わる動向に関して、カナダのあり様から日本の改革の方向性を探ることを、本研究の目的としている。

3. 研究の方法

研究はまず先行研究を読み込むことによ って分析の視点を設定する。併せて国内のカ ナダ教育研究者にヒアリング調査をするこ とによって事前の知識を得る。その上で実際 に現地に赴き、設定された分析の視点から導 き出された質問項目について、関係者にイン タビュー調査を行い、その制度と実態がどの ようになっているのかを明らかにすること を試みた。調査対象として実際に現地調査を したのは、西からブリティッシュ・コロンビ ア州バンクーバー市、アルバータ州エドモン トン市及びカルガリー市、オンタリオ州トロ ント市、ニュー・ブランズウィック州フレデ リクトン市、プリンスエドワード島州シャー ロットタウン市である。インタビュー調査対 象者は、州教育省職員、教育委員会職員、教 員組合職員、教員、研究者(大学教員)、教 員養成担当者(大学教員)などである。イン タビューは調査対象者の同意を得てテープ 録音され、内容は文字に起こされた。また、 関連する政策文書や関連法令、政府あるいは 関係機関が保有する統計資料等の収集も行 った。

4. 研究成果

カナダは 10 の州と3つの準州から成る連 邦国家であり、教育は基本的に各州政府の管 轄となっている。同様に連邦国家である隣国 アメリカが連邦政府内に教育担当オフィス を設けているのに対して、カナダの連邦政府 にはこれが存在しない。「カナダ州教育担当 大臣協議会(the Council of Ministers of Education, Canada: CMEC) という、各州の 教育相の連絡調整機関は存在するが、連邦政 府における教育担当官庁としては位置づけ られていない。つまり、アメリカに比べても より州政府レベルの教育自治が認められて いるということになる。そのため、州によっ て教育制度は異なるものとなっている。「カ ナダの教育」を考える際には、まずこのこと を念頭に置いておく必要がある。

また、カナダは多文化主義を国是としてお り、多様な民族、宗教、言語、文化が共存し ている。そしてそのような多様な社会のあり 様を担保している一つの仕組みとして、多様 な学校制度がある。例えばアルバータ州では、 通常の無宗教公立学校の他に、カトリック系 学校、フランス語を教授言語とする学校、オ ルタナティブ・プログラム、チャータースク ールなど文化的多様性や、保護者や子どもが 学校教育に何を望むかに対応する形で、多様 な学校が公的に設置・運営されている。 そこ では、一方でこういったある意味特殊な学校 で教職に就くためにも州の教員免許取得が 求められるが、他方でその他のティーチング スタッフを学校独自の権限で雇用すること ができる場合もあり、公教育の質確保と多様 な教育の実践を両立するための仕組みが作 られている。特にチャータースクールに関し ては、これを制度化しているのはカナダでは アルバータ州のみであり、この種の学校がカ ナダ社会の多様性の維持・発展にどのように 貢献し得るのか、そこで教員はどのような役 割を担っているのかを知ることは重要であ ろう。調査においては実際に現地に赴き、州 教育省職員、数校のチャータースクールの管 理職や教員、研究者(大学教員)に対しイン タビュー調査を行い、あるいは教育実践を観 察した。ここからは、同州のチャータースク ールは立法から 15 年以上経ち、多様な学習 機会を提供する制度としてほぼ定着してい ること、各チャータースクール独自の教育実 践によって、一定程度の成果は上がっている こと、教育委員会と教員組合との集団合意に 左右されないため、独自の教員採用・任用を 行い、それが当該チャータースクールの特徴 を形成する一要素となっている(たとえば芸 術教育を特色とするチャータースクールで は、芸術家をスタッフとして雇用するなどの

独自性が見られた)こと、他方で当初懸念されたように、州学力テストにおける各チャータースクールの子どもの成績が他の通常にとべて非常に多る立学校の子どもの成績に比べて非常に多い点数で推移していることから、チャータるとからで推移していることから、チャータるとの知見が見出された。この点に関リコート校化する傾向にに関リコート校化する質点に関リコート校化する質点に関リコートを出る事項として進められており、コートでは近半である。日本への一定の示唆を引き出すことができるだろう。

オンタリオ州では、教員に関わる政策の動 向に、政権交代が強い影響力を有していた。 すなわち、1995年に進歩保守党が政権を獲得 して以降、教員数を増やすことなく、授業時 数を増やすことにより学級規模を縮小する (つまり、教員の負担が増えることになる) など、同政府により教員に対する管理統制を 強める改革がなされた。そして 1999 年の州 議会選挙を乗り越えた進歩保守党は、2001年 に「教室における質に関する法律(the Quality in the Classroom Act)」を制定す ることによって、州教員資格試験と教員免許 更新制、教員業績評価を制度化した。しかし こういった政策は教員の早期退職率を高め、 モティベーションを低下させるものであっ たことが指摘されている。2003年に自由党に 政権交代すると、州教育省や教育委員会、教 員組合、校長会など、関連する教育当事者の 意見を聞き、それを政策立案に役立てるため の種々の機会が設けられ、そういった取組を 通して教員のモティベーションが高まった ことが指摘されている。例えば教員数増加に よる学級規模の縮小、免許更新制と資格試験 の廃止、初任者研修制度の導入、教員業績評 価の適正化(初任教員の評価と既に経験のあ る教員の評価のあり様を改革し、それぞれに 対し適切な制度変更を行った)などである。 その結果、教員の早期退職率は低下し、教員 の教職に対する誇りは向上し、教員のモティ ベーションが向上していることが報告され ている。また、間接的にではあるだろうが、 2003 年時の高校卒業率が 68%だったのに対し、 2010年度には81%と大きく改善されていると いうことが、一連の改革の成果として指摘さ れている。こういった改革は、日本における 近年の教育改革において制度化された教員 評価や教員免許更新制の今後を考える際に、 重要な視点を提供できるだろう。

教育改革に教員の意見を反映させるという点については、例えばニュー・ブランズウィック州やプリンス・エドワード島州では、教員免許や採用に関して、州教育省、教育委員会、教員養成学部、教員組合が定期的に会合をもち、協働して進めていた。これら関係

者はそれぞれの利害関係を有しており、その ため常に意見が同じになるわけではないが、 こういった協議の機会を設けることは極め て重要であると言えるだろう。両州は大西洋 岸に位置する州であり、オンタリオ州やブリ ティッシュ・コロンビア州などに比べると規 模が小さい。また教育改革への取組みという 点に関しても、他の大規模州ほど積極的に行 われているようには見えない。他方で、小規 模な州だからこそ、教育関係当事者がそれぞ れの利害を超えたところで協働して制度・政 策の形成・運用をすることができるというこ とも指摘できるだろう。日本でも大学と教育 委員会が連携をして、例えば公立学校が積極 的に様々な形態での実習生を受け入れ、教員 養成に関わるという改革がなされてきてい る。カナダの例を比較の視点としてとりいれ ることにより、両者の連携は教員養成や採用、 研修のデザインづくりといったところまで 拡大・深化する必要があるのかどうかという 視点を提示することになろう。

教員養成に関しては、基本的にそのあり様は大学によって異なる。カナダでは大部分の場合、教員志望者は4年間その他の専門分野の学士課程で勉強しこれを卒業したのち、教育学部に入学して1年間教育実習などの教員養成を受け、免許が交付されることになっている。他方で近年、オンタリオ州やブリティッシュ・コロンビア州のいくつかの教員養成学部では、教員養成期間を2年としたり、あるいは学士課程在学中に免許取得を可とするプログラムを創設するなど、新たな動きも出てきている。

また、教員の現職教育に関しても、様々な 形態が存在する。例えばオンタリオ州では、 採用後、教員養成学部等において教員採用時 に持っていなかった種類の教員免許を取得 することができる「追加資格制度」が存在す る。資格を追加することによって給与も上昇 するため、この制度を利用して自らのキャリ アアップを目指す教員も多い。あるいは、大 学院教育学研究科においては、研究者志望者 には、学位として修士号 (Master of Arts: M. A.) 及び博士号 (Doctor of Philosophy: Ph. D.) があるが、実践家向けの修士号 (Master of Education, M. Ed.) 及び博士号 (Doctor of Education: D. Ed.) がそれぞれ別異に設 けられている。研究者志望者用のコースと実 践家志望のコースでは、履修すべき授業内容 や数、最終的に提出する学位論文に値する研 究などが異なっており、資質能力向上のため、 大学院に入学する現職教員も多い。近年の教 育改革で専門職大学院の一類型である教職 大学院を制度化した日本においては、その運 用を改善するためにも、カナダの大学・大学 院が教員の研修やキャリアアップにどのよ うに関わっているのかについて知る必要が

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

- ① <u>平田淳</u> (2010)「アルバータ州における新自由主義教育改革とチャータースクール制度に関する一考察ーその成立背景と制度設計を中心に一」『カナダ研究年報』第30号、1-17頁(査読有)。
- ② <u>平田淳</u> (2010)「カナダ・アルバータ州に おける義務教育制度の多様性と質保証シス テムに関する一考察」『比較教育学研究』第 41号、33-48頁(香読無)。
- ③ 平田淳 (2009)「チャータースクールのアカウンタビリティはどのようにして評価されるのか?ーアルバータ州のチャータースクール制度に焦点を当てて一」『カナダ教育研究』No. 7、41-58頁(査読無)。
- ④ 平田淳 (2009)「教育改革政策のアカウンタビリティ構造に関する一考察」『弘前大学教育学部紀要』第101号、139-150頁(査読無)。
- ⑤ <u>平田淳</u>(2008)「『教育におけるアカウン タビリティ』概念の構造と構成要素に関 する一考察」『弘前大学教育学部紀要』 第100号、89-98頁(査読無)。

〔学会発表〕(計4件)

- ① 平田淳 (2011) 「カナダ・オンタリオ州における教員管理政策の変容-政権交代のインパクトー」日本教育行政学会第46回大会自由研究発表(九州大学、2011年10月8日)。
- ② <u>平田淳</u>(2010)「カナダ・沿海諸州における教員免許制度・教員養成制度-PEIとNBを素材として-」カナダ教育学会第36回研究会(東洋大学、2010年11月27日)。
- ③ 平田淳 (2009)「カナダにおける子どもの教育行政参加ーオンタリオ州の「生徒教育委員」制度に焦点を当てて一」日本教育行政学会第44回大会自由研究発表(広島大学、2009年10月17日)。
- ④ <u>平田淳</u> (2007)「カナダにおける義務教育制度の概要とその弾力化に関する一考察」カナダ教育研究会第 28 回研究会 (IT ビジネスプラザ武蔵 5 階会議室 1 (石川県金沢市)、2007 年 12 月 1 日)。

〔図書〕(計1件)

① <u>平田淳</u> (2012)「カナダ・オンタリオ州に おける教員管理政策の変容-政権交代のイ ンパクトー」大坪正一、<u>平田淳</u>、福島裕敏編 『学校・教員と地域社会』東信堂、55-84 頁。

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称: 発明者:

権利者: 種類:

番号:

出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 発明者:

権利者:

種類: 番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

平田 淳 (HIRATA JUN) 弘前大学・教育学部・准教授 研究者番号:90361005

(2)研究分担者

(

研究者番号:

(3) 連携研究者

)

研究者番号: